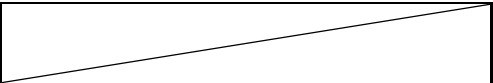


地区計画内建築等届出書 チェック表

◇◇◇稲田南地区◇◇◇

チェック項目		低層住宅地区	工業系地区	チェック欄
I 審査基準：建築物等の制限				
用途制限 (建築不可)		・卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等 ・ホテル、旅館 ・ボート場、スケート場、水泳場等 ・麻雀屋、パチンコ屋、射的場、場外馬券発売場、場外車券発売所等 ・カラオケボックス等 ・劇場、映画館、演芸場、観覧場 ・キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール等 ・卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等		
敷地面積の最低限度		150㎡		
壁面等の位置の制限	道路境界までの距離	1.0m以上（東豊線沿いは1.5m以上）		
	(独立車庫・10㎡以下の付属建築物・門扉)	0.5m以上（東豊線沿いは0.8m以上）		
	隣地・水路までの距離	1.0m以上		
	(独立車庫・10㎡以下の付属建築物)	0.5m以上		
	緩和措置<手引き>参照	上記距離を満たさない長さの合計が、3m以下 (独立車庫・10㎡以下の付属建築物・門扉を除く)		
	その他の扱い	・門扉の袖壁は片袖2m未満、それ以上は透過性のない塀と同等の扱い。 ・壁を有する車庫、車庫兼用物置は独立車庫とは扱わない。 ・自動販売機、門及び広告物でアーチ型のものは付属建築物と同等の扱い。		
外壁・屋根の色彩		原色は避ける (☆マンセル値の彩度5以下)		
II 審査基準：柵・塀の構造、屋外広告物				
緑化の推進について		道路沿いを緑化。やむを得ない場合は下記の基準とする。		
柵・塀	高さ	透過性のある柵等 1.4m以下（柵沿いを同時施工で緑化） 透過性のない塀等 1.2m以下（道路側を同時施工で緑化）		
※建物と植栽等の外構工事が同時に施工されない場合は、その将来計画等を配置図に記載すること。				
屋外広告物	種類	自己用のみ		
	地盤面からの高さ	8m以下		
	表示面積	10㎡以下 (2面以上は合計)		
	道路境界	官民境界を越えない		
	色彩	けばけばしい色は避ける (C I カラーについても同様) ☆地色の彩度5以下、文字の彩度10以下		
		屋外広告物条例 第4種規制地域の基準を満たすこと。		

☆：ガイドライン

○ その他

工業系地区で、高さ13m又は建築面積が1,000㎡を超える建築物を建築する場合は、まちづくり課と大規模行為に関する協議を行ってください。

地区計画における提出書類のチェック表

行為の種別	添付図書	摘要
共通事項	☐ 届 出 書	
	☐ 位 置 図	☐ 当該行為の土地の区域を表示 (縮尺 1/2,500 程度)
☐ 土地の区画形質の変更	☐ 計画平面図	
	☐ 各区画の求積図	☐ 行為前後の面積計算表
	☐ 縦 横 断 図	※ 土地の造成を伴う場合
☐ 建築物の建築	☐ 敷地求積図	☐ 敷地面積計算表 (道路後退がある場合は後退後の面積)
	☐ 配 置 図	☐ 建築物の位置及び外壁等から敷地境界までの最短距離を表示 ☐ 整地高さを表示 ☐ 植栽は将来計画すること、工事着手の 30 日前までに地区計画の届出をすることを記載 (道路沿いの緑化を同時に行わない場合)
	☐ 面積求積図	※ 壁面の位置の制限のただし書を適用する 10 m以下の附属建築物のみ必要
	☐ 立 面 図	☐ 色名及びマンセル値を表示 (低層住宅地区のみ) ☐ 着色 (屋根・外壁等) (低層住宅地区のみ)
	☐ 各階平面図	
☐ 工作物の建設	☐ 配 置 図	☐ 工作物の位置を表示 ☐ 道路沿いの緑化計画
	☐ 立 面 図	☐ 高さ等を表示
☐ 建築物又は工作物の形態、意匠の変更	☐ 配 置 図	
	☐ 立 面 図	☐ 色名及びマンセル値を表示 (低層住宅地区のみ) ☐ 着色 (低層住宅地区のみ)
☐ 建築物の用途変更	☐ 面積求積図	☐ 変更部分の延床面積計算表
	☐ 各階平面図	☐ 変更後の用途を表示

※申請の内容により、参考資料として上記のほかに書類の提出を求める場合があります。行為地が敷地面積の最低限度未満の場合や屋外広告物に関する行為を届出する場合、必要書類を都市計画課にご確認ください。